

○ 個人ローン担当者は、改正後の保険業法施行規則第211条第3項第3号に規定する措置（担当者分離措置）の対象となるのか。また、個人ローンのみの貸付先は、同規則第211条第3項第1号に規定する融資先販売規制の対象にならないと解して差し支えないか。

1. 圧力販売は、継続的な資金需要を銀行等に依存するがゆえに生じるものであり、単発融資であるのが通常である個人ローン（住宅ローン、教育ローン、アパートローン等）については、圧力販売につながる可能性は高くないと考えられること。
2. 新たな保険商品の販売が禁止されるのは、圧力販売につながる可能性の高い者（「フロントラインで常態として（事業資金の）融資に係る応接業務を行う融資担当者や渉外担当者」（17年7月のパブリックコメントより））を想定していること。

以上を踏まえると、個人ローン担当者は、担当者分離の対象にはならないと考えて差し支えない。

なお、上記1を踏まえると、継続的な資金需要を伴わない個人ローンのみの貸付先は融資先販売規制の対象にならないと解して差し支えない。